備　考	神奈川県川崎市川崎区大島上町9番11号
令和5年9月2日	宅建業者証紙 神奈川県庁総務部(神奈川県)

注意事項

1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。
2 登録が消除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。
3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。
4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。